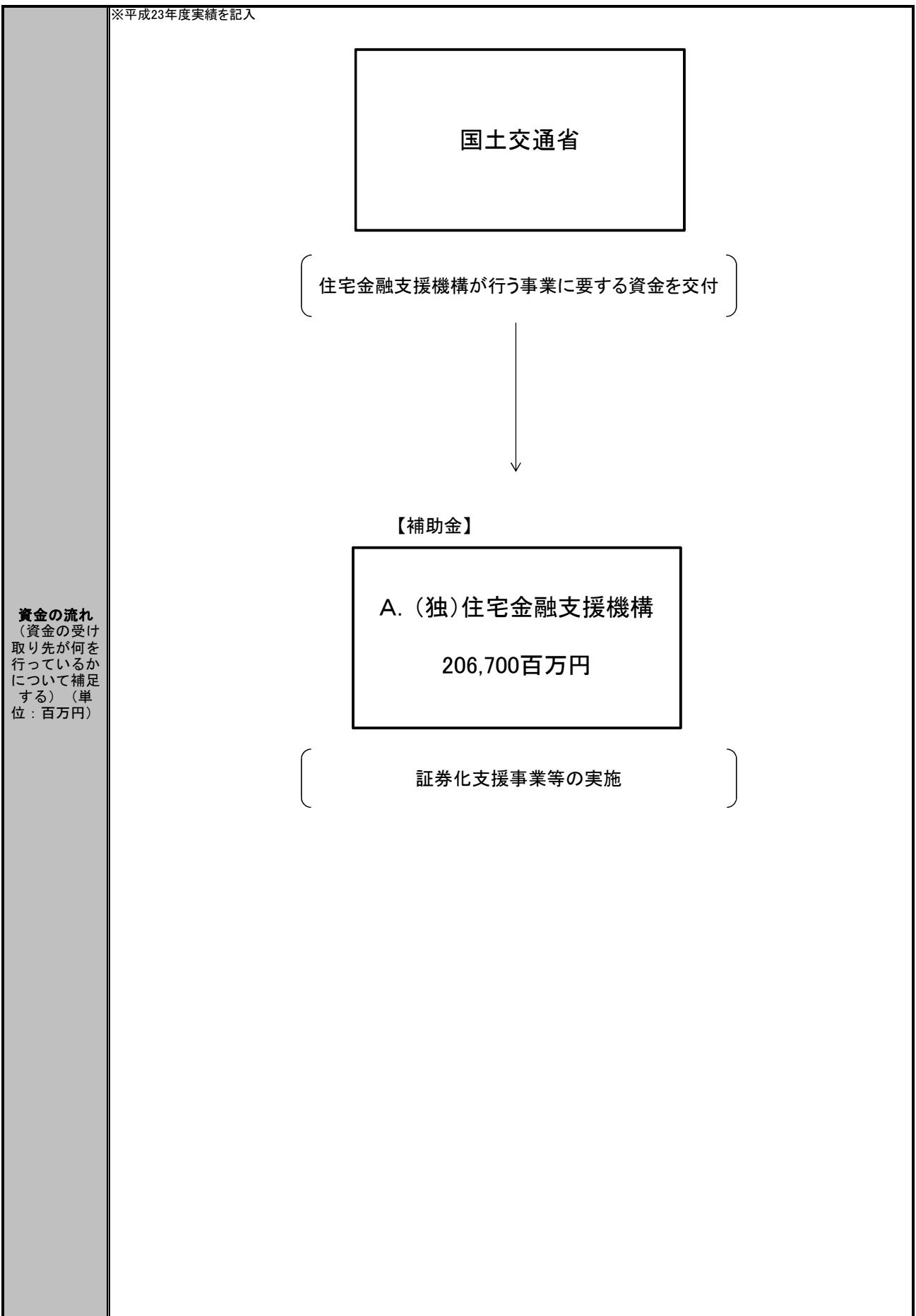


平成24年行政事業レビューシート (国土交通省、復興庁)

事業名	東日本大震災災害復興住宅融資等緊急対策費補助金(東日本大震災関連)		担当部局	国土交通省 住宅局 総務課民間事業支援調整室		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	H23~		担当課室	復興庁 統括官付参事官(予算会計担当)		室長 松本 貴久 参事官 尾関 良夫		
会計区分	一般会計 東日本大震災復興特別会計		施策名	-				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第138条及び独立行政法人住宅金融支援機構法第13条第2項第1号		関係する計画、通知等	災害復興住宅融資等緊急対策費補助金交付要綱				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災により被害を受けた者に対して、災害復興住宅融資の拡充、住宅の被害を伴わない宅地の補修を対象とする融資の新設、及び既往貸付者に対する返済方法の変更を行うことにより、被災者の自力による住宅の再建等を強力に支援する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>①災害復興住宅融資の拡充等 東日本大震災により被害を受けた者に対して、災害復興住宅融資の金利引下げ(建設・購入の場合、当初5年間0%など)、元金据置期間の延長(最長3年→最長5年)、申込期間の延長(平成27年度末まで)を行う。 また、住宅には被害がなく、宅地のみに被害が生じた場合において復旧資金を貸し付ける災害復興宅地融資を行う。</p> <p>②既往貸付者に対する返済方法の変更 東日本大震災により被災した住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)の利用者で、一時的に今後の返済が困難となる方に対して、通常の支援措置の拡充(最長5年間の返済猶予、返済猶予期間中の金利引下げ(最大1.5%引下げた金利又は0.5%のいずれか低い方)、返済期間の最大5年延長)を行う。</p> <p>※平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、国土交通省で執行する事業である。</p>							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算の状況	当初予算	0	0	0	53,900(復興庁計上)		
		補正予算	0	0	206,700			
		繰越し等	0	0	0			
		計	0	0	206,700	53,900		
		執行額	0	0	206,700			
	執行率 (%)	-	-	100%				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)	
			成果実績	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込	
	災害復興住宅融資実績 (東日本大震災)		活動実績 (当初見込み)	件 億円	-	-	1,067件 165億円	-
	返済方法の変更実績		件	-	-	3,648件	-	
単位当たり コスト	14.5万円 (融資額1,000万円、融資金利(引下げ前) 1.47%、返済期間30年間、元利均等返済、 毎月 払いの場合)		算出根拠	災害復興住宅融資の融資金利について、当初5年間0%まで引下げ実施に係る初年度分経費				
平成 24 年 度 予 算 内 訳 25	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	災害復興住宅融資等緊急対策費補助金(復興庁計上)	53,900						
	計	53,900	0					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	被災地に恒久的な住まいを着実に確保できるようにすることは、喫緊の課題であり、東日本大震災により被害を受けた住宅等を再建する者に対する融資制度の拡充は、恒久的な住まいの確保に寄与するため、優先度が高い事業である。
	-	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	本事業実施にあたっては必要経費を厳密に管理し、余剰部分については要綱に基づいて適切に返納する。
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	災害復興住宅融資等の金利を引下げるにより、被災者の自力による再建等を強力に支援するものであり、被災地の恒久的な住まいの確保を効率的に進める上で、効果的である。
	-	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	-	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	-	※類似事業名とその所管部局・府省名	
点検結果	-	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 災害復興住宅融資等緊急対策費補助金交付要綱において、「機構は、平成27年度以降において、各年度末時点の災害復興住宅融資等緊急対策事業の実施状況を踏まえ、翌年度以降に生じる第3条第1項に規定する経費の見込み額を計算し、経費に充てる見込みのない預り補助金等がある場合には、速やかにこれを国庫に返納しなければならない。」(第14条)と規定されており、経費に充てる見込みのない補助金については速やかに国庫返納することとしている。 本事業実施にあたっては必要経費を厳密に管理し、余剰部分については上記要綱に基づいて適切に返納する。
予算監視・効率化チームの所見			
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	-	平成23年行政事業レビュー	新23-1027、復興-0034



A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	災害復興住宅融資における金利引下げ費用	206,700			
計		206,700	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(独)住宅金融支援機構	東日本大震災により被災した災害復興住宅融資の金利引下げ(建設・購入の場合、当初5年間0%など)、元金据置期間の延長(最長3年→最長5年)	206,700	—	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					